

電気事業法等の一部を改正する等の法律案に係る事前評価書

1. 政策の名称

我が国の現下のエネルギー市場をめぐる状況に鑑み、電気事業、ガス事業及び熱供給事業に係る制度の抜本的な改革を講ずる政策

2. 担当部局

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課長 村瀬佳史

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力・ガス改革推進室企画官 神崎忠彦

電話番号：03-3580-0877 e-mail : denryoku-system@meti.go.jp

経済産業省商務流通保安グループ電力安全課長 渡邊誠

電話番号：03-3501-1742 e-mail : qqnbbj@meti.go.jp

経済産業省商務流通保安グループガス安全室長 大本治康

電話番号：03-3501-4032 e-mail : gasuanzenshitsu@meti.go.jp

3. 評価実施時期

平成27年2月

4. 規制の目的、内容及び必要性等

(1) 規制の目的

公益事業たる電気事業、ガス事業及び熱供給事業に係る制度の抜本的な改革を行うため、送配電等業務・ガス導管業務の運営における中立性の一層の確保を図るための法的分離、一般の需要に応じ導管によりガスを供給する事業を営もうとする者に係る経済産業大臣の登録制度の創設、熱供給事業者に対する供給義務及び料金規制の廃止、電気事業法等の規定に基づく事務を行う独立性及び高度の専門性を有する新たな行政組織の創設等の措置を講ずること等が必要。

(2) 規制の内容

①一般送配電事業者に対する兼業規制の創設

小売電気事業又は発電事業を営むことが電気の使用者の利益を確保するために特に必要であるとして経済産業大臣が認可した一般送配電事業者以外の一般送配電事業者（電気の使用者の利益を確保するために特に必要であるとして経済産業大臣が認可した送電事業者を含む。以下①・②に関する項目において同じ。）に対し、小売電気事業又は発電事業（小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。）を営むことを禁止する規制（以下「法的分離措置」という。）を創設する。

②一般送配電事業者に対する取締役等の兼業制限等の行為規制の創設

送配電等業務の運営における中立性を確保するため、法的分離措置と併せて講ずることが必要な規制措置として、一般送配電事業者に対し、①その取締役がグループ内

の小売電気事業者や発電事業者の取締役を兼任することを制限することや、②通常の取引条件と異なる条件であって適正な競争関係を阻害する恐れがある条件でグループ会社等と取引を行うことを禁止すること等の行為規制を創設する。

③定期事業者検査制度の対象拡大

電気工作物のうち、屋外に設置される機械、器具その他の設備であって主務省令で定めるものを電気事業法第55条第1項に規定する定期事業者検査の対象とする。

④ガス小売事業の登録制度の創設及びガス小売事業者に対する行為規制に関する措置

小売供給（一般の需要に応ずるガスの供給をいう。）を行う事業（以下「ガス小売事業」という。）を営もうとする者については、経済産業大臣の登録を受けることを求める制度を創設。加えて、料金その他の供給条件の需要家への説明義務等の行為規制を課す。

⑤一般ガス導管事業の許可制度の創設及び一般ガス導管事業者に対する行為規制に関する措置

自らが維持し、及び運用する導管により託送供給を行う事業（当該導管により行う最終保障供給を行う事業を含む。以下「一般ガス導管事業」という。）を営もうとする者については、事業の開始・休廃止に当たって経済産業大臣の許可を受けることを求める制度を創設。加えて、託送供給義務や熱量測定義務等の行為規制を課す。

⑥特定ガス導管事業の届出制度の創設及び特定ガス導管事業者に対する行為規制に関する措置

自らが維持し、及び運用する導管により特定の供給地点において託送供給を行う事業（以下「特定ガス導管事業」という。）を営もうとする者については、特定ガス導管事業の開始に当たって、経済産業大臣に届出を行う制度を創設するとともに、二重投資・過剰投資等によりガスの使用者の利益が著しく阻害されるおそれがあると認める時は、経済産業大臣がその届出内容を変更し、又は中止すべきことを命ずることができる環境を整備する。加えて、託送供給義務や熱量測定義務等の行為規制を課す。

⑦ガス製造事業の届出制度の創設及びガス製造事業者に対する行為規制に関する措置

自らが維持し、及び運用する一定の要件を満たす液化ガス貯蔵設備等を用いてガスを製造する事業（以下「ガス製造事業」という。）を営もうとする者については、経済産業大臣に届出を行う制度を創設する。また、これらの者のガス製造能力を経済産業大臣が適切に把握する観点から、ガス製造事業者には、事業の開始・休廃止に当たって、その維持・運用するガス製造事業用のガス工作物に係る事項等、必要な情報を経済産業大臣に届け出ることを求めることがある。加えて、ガス受託製造約款によるガス受託製造義務や、液化ガス貯蔵設備の容量等の公表義務等の行為規制を課す。

⑧特別一般ガス導管事業者に対する兼業規制の創設

一般ガス導管事業の用に供する導管の総体としての規模が政令で定める規模以上の一般ガス導管事業者（以下、「特別一般ガス導管事業者」という。）（特定ガス導管事業の用に供する導管の総体としての規模が政令で定める規模以上の特定ガス導管事業者を含む。以下⑦・⑧に関する項目において同じ。）に対し、ガス小売事業又はガス製造事業（ガス小売事業の用に供するためのガスを製造するものに限る。）を営むことを禁止する規制（以下「法的分離措置」という。）を創設する。

⑨特別一般ガス導管事業者に対する取締役等の兼業制限等の行為規制の創設

導管業務の運営における中立性を確保するため法的分離措置と併せて講ずることが必要な規制措置として、特別一般ガス導管事業者に対し、①その取締役がグループ内のガス小売事業者やガス製造事業者の取締役を兼任することを制限することや、②通常の取引条件と異なる条件であって適正な競争関係を阻害する恐れがある条件でグループ会社等と取引を行うことを禁止すること等の行為規制を創設する。

⑩ガス工作物の所有者又は占有者の責務

ガス小売事業、一般ガス導管事業又は特定ガス導管事業の用に供するガス工作物のうち、当該ガス事業者以外の者が所有又は占有するガス工作物について、ガス事業者が技術基準に適合するよう維持するために必要な措置の実施に関し、そのガス工作物の所有者又は占有者に対して、その措置に協力するよう、努力義務を規定する。さらに、当該ガス工作物に関して、技術基準不適合による改修命令等が発出された際に、ガス事業者による措置に、当該所有者等は協力しなければならない旨の協力義務を規定する。また、当該ガス工作物が公共の安全の確保上重要なものであり、改修命令等に当該所有者等が協力せず、ガス事業者の措置に著しく支障が生じている場合には、経済産業大臣は当該所有者等に協力するよう勧告することができることを規定する。

⑪事業類型の見直しに伴う消費機器保安に係る業務

現行ガス事業法第40条の2では「ガス事業者（一般ガス事業者、簡易ガス事業者、ガス導管事業者及び大口ガス事業者）」に対して消費機器の周知・調査等の業務を義務付けている。今般、事業類型が見直されることに伴い、ガス事業者のうち適切に実行し得る者に当該業務を担わせるよう所要の改正を行うこととする。具体的には、ガス小売事業者及び最終保障供給を行う一般ガス導管事業者（以下「ガス小売事業者等」という。）に対して、消費機器に係る危険発生防止周知や、技術基準適合性の調査等を義務付ける。

さらに、ガス小売事業者は、ガス導管網の維持運用者である一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者（以下「託送供給事業者」という。）に消費機器に関する調査結果を通知することとし、消費機器に係る緊急時対応に関して、ガス小売事業者等に加えて当該託送供給者に対しても義務付けることとする。

⑫熱供給事業者に対する規制の合理化

一般の需要に応じ熱供給を行なう事業を営もうとする者に係る経済産業大臣の許可制度を廃止し、登録制度を創設する。加えて、料金その他の供給条件の需要家への説明義務等の行為規制を課す。

（3）規制の必要性

①一般送配電事業者に対する兼業規制の創設

電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号。以下「平成26年改正法」という。）による改正後の電気事業法では、小売電気事業、一般送配電事業、送電事業、発電事業等の事業類型を設けているところ、これらの事業を兼業することについては特段の規制措置を設けていないため、現行の電気事業法上の一般電気事業者が、小売電気事業、一般送配電事業及び発電事業のいずれも営む者として、引き続き発送電一貫体制を維持することが可能となっており（同様に、現行の電気事業法上の卸電気事業者については、送電事業と発電事業のいずれも営むことが可能となっている）、新たに小売電気事業又は発電事業を営もうとする者からは、「送配電部門の中立性に疑義がある。」等の指摘が寄せられているところ。

こうした疑義を解消することにより、多様な事業者の参入を促し、実質的な競争を促進させるため、送配電等業務の運営における中立性の一層の確保を図るための措置として、法的分離措置を実施する必要がある。

②一般送配電事業者に対する取締役等の兼業制限等の行為規制の創設

①による法的分離措置においては、一般送配電事業者が、他の発電事業者や小売電気事業者との間に資本関係をもつこと自体は許容されることから、一般送配電事業を営む主体がグループ内の発電事業者や小売電気事業者を有利に扱うことも想定されるため、法的分離措置のみによっては、送配電等業務の運営における中立性が確保されないことも想定されるところ、法的分離措置と併せて講ずることが必要な規制措置として、一般送配電事業者の取締役等の兼職規制等の行為規制を創設することにより、送配電等業務の運営における中立性のより一層の確保を図る必要がある。

③定期事業者検査制度の対象拡大

近年、風車の落下やブレード（翼）の損傷事故など、風力発電設備の事故が多発している。こうした事故の原因を分析した結果、メンテナンス不良に起因する事故も多く、公共の安全の確保の観点から、設備の健全性を長期的に維持するための措置が不可欠であることから、電気工作物のうち、屋外に設置される機械、器具その他の設備であって主務省令で定めるもの（省令で一定の風力発電設備を規定予定）の設置者に対して、電気事業法第55条第1項の定期事業者検査の実施を義務付ける。

④ガス小売事業の登録制度の創設及びガス小売事業者に対する行為規制に関する措置

ガスの小売業への参入の全面自由化（以下「小売全面自由化」という。）を行つ

た後、一般の需要、すなわち不特定多数の需要に応ずるガスの供給については誰もがなし得ることとなるが、その供給の相手方には一般家庭等の需要家も含まれ得ることから、仮にこうした事業を営む者に対する何らの規制措置も講じない場合、需要家に対して料金その他の供給条件に係る十分な説明が行われないことに起因するトラブルの発生が想定されるなど、需要家保護の観点から適当ではない。

このため、需要家の利益を保護する観点から、こうした事業を営もうとする者は経済産業大臣の登録を受けることを求めるこによって事業者の適格性を確保する必要があるとともに、料金その他の供給条件の需要家への説明義務等の行為規制を課す必要がある。

⑤一般ガス導管事業の許可制度の創設及び一般ガス導管事業者に対する行為規制に関する措置

小売全面自由化を行った後も、ガス導管設備については引き続き規模の経済性や自然独占性が認められることから、二重投資及び過剰投資による弊害を防止する必要性は現在と変わらないことに加え、ガスの安定供給を確保する観点からは、ガス導管設備を維持・運用する者にガスの需給を適切に維持させる必要がある。このため、ガス導管設備を用いて託送供給等の事業を営もうとする者については、ガス導管設備の二重投資及び過剰投資を防止する観点から経済産業大臣の許可を受けることを求ることとし、託送供給義務等の行為規制を課す。

⑥特定ガス導管事業の届出制度の創設及び特定ガス導管事業者に対する行為規制に関する措置

今般の法律改正においては小売全面自由化を実施することとしており、これに伴って現行のガス事業法における一般ガス事業者等に係る規定は削除し、改正後のガス事業法においては、新たな事業類型を規定する予定であるが、小売全面自由化後は、現行のガス事業法におけるガス導管事業者のように、特定の供給地点において、託送供給の事業を営む者が現れることが想定されるところ、こうした事業を営もうとする者が現れた場合には、ガス導管設備に係る二重投資及び過剰投資を防止する観点から、一定の規制に服せしめることが必要。

⑦ガス製造事業の届出制度の創設及びガス製造事業者に対する行為規制に関する措置

小売全面自由化を実施することに伴い、一般ガス事業者をはじめとする現行のガス事業者に係る規定は廃止されることとなるが、ガスの安定供給の確保のために、引き続き経済産業大臣が我が国における供給力を適切に把握し、ガスの安定供給の確保に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合には、経済産業大臣が、勧告等を発動し得る環境を整備することが必要。また、ガス製造事業者が維持・運用する液化ガス貯蔵設備等を他の事業者が活用することを可能とし、ガス市場における競争を活性化するため、ガス製造事業者に対し、ガス受託製造約款によるガス受託製造義務を課す必要がある。

⑧特別一般ガス導管事業者に対する兼業規制の創設

本法案第5条による改正後のガス事業法では、ガス小売事業、一般ガス導管事業、特定ガス導管事業、ガス製造事業等の事業類型を設けているところ、これらの事業を兼業することについては特段の規制措置を設けていないため、現行のガス事業法上的一般ガス事業者が、ガス小売事業、一般ガス導管事業及び製造事業のいずれも営む者として、引き続き一貫体制を維持することが可能となっており（現行のガス事業法上のガス導管事業者についても同様）、新たにガス小売事業又はガス製造事業を営もうとする者からは、「導管部門の中立性に疑義がある。」等の指摘が寄せられているところ。

こうした疑義を解消することにより、多様な事業者の参入を促し、実質的な競争を促進させるため、導管業務の運営における中立性の一層の確保を図るための措置として、法的分離措置を実施する必要がある。

⑨特別一般ガス導管事業者に対する取締役等の兼業制限等の行為規制の創設

⑧による法的分離措置においては、特別一般ガス導管事業者が、他のガス製造事業者やガス小売事業者との間に資本関係をもつこと自体は許容されることから、特別一般ガス導管事業者を営む主体が、グループ内のガス製造事業者やガス小売事業者を有利に扱うことも想定されるため、法的分離措置のみによっては、導管業務の運営における中立性が確保されないことも想定されるところ、法的分離措置と併せて講ずることが必要な規制措置として、特別一般ガス導管事業者の取締役等の兼職規制等の行為規制を創設することにより、導管業務の運営における中立性のより一層の確保を図る必要がある。

⑩ガス工作物の所有者又は占有者の責務

現行、内管を維持運用するガス事業者と需要家は、両者間の小売契約によって、ガス事業に関して協力関係にあることを前提としているが、今般の小売全面自由化後においては、需要家は多くのガス小売事業者の中からガス供給先を選ぶことが可能となるとともに、ガス導管事業者が内管を維持・運用することも想定される。ガス導管事業者はガス小売事業者に対して託送供給を行う主体であるため、需要家とはガス事業に係る直接の契約関係にはない。そのため、今後は保安責任の主体たるガス事業者と需要家とはより間接的な関係となり、当該ガス工作物の所有者等として修理等の協力を拒むようなおそれが顕在化し得る。以上から、今般の法改正において、ガス事業者が保安の確保に万全を期していくため、当該ガス工作物の所有者等と円滑な調整を行うことができるよう、上記の措置を講ずることが必要となる。

⑪事業類型の見直しに伴う消費機器保安に係る業務

現行法では、消費機器に係る保安業務の主語を「ガス事業者」として包括的に定義し、需要家に実際に小売を行っているガス事業者が保安業務を担う運用としてい

る。今般の小売全面自由化により、事業類型について整理が行われるところ、需要家は消費機器に関する知見が十分でないため、消費機器の周知・調査等について、ガスに関する知見を有し、需要家と接点のあるガス小売事業者等に義務付ける必要がある。また、緊急時対応については、ガス小売事業者に加えて導管網の維持運用者である託送供給事業者の果たす役割が重要であるため、当該事業者にも義務付けることが保安の確保上必要となる。なお、有効な緊急時対応を行うため、託送供給事業者に対して、ガス小売事業者が消費機器の技術基準適合性の調査結果を通知することを義務付けることとする。

さらに、ガス小売事業者等に対して、消費機器の周知・調査等を適確に行わせるため、消費機器に関する具体的な保安業務規程の作成・届出を義務付けることが保安の確保上、必要となる。

⑫熱供給事業者に対する規制の合理化

熱供給事業について、他の熱源を選択する需要家が増加しているという現状等を鑑み、規制の合理化を図るため、許可制による参入規制及び料金その他の供給条件に係る経済産業大臣の認可制を撤廃することとしている。他方、これらの規制を撤廃した後、一般の需要、すなわち不特定多数の需要に応ずる熱供給については誰もがなし得ることとなるが、その供給の相手方には一般家庭等の需要家も含まれ得ることから、仮にこうした事業を営む者に対する何らの規制措置も講じない場合、需要家に対して料金その他の供給条件に係る十分な説明が行われないことに起因するトラブルの発生が想定されるなど、需要家保護の観点から適当ではない。

このため、需要家の利益を保護する観点から、こうした事業を営もうとする者には経済産業大臣の登録を受けることを求めることによって事業者としての適格性を確保する必要があるとともに、料金その他の供給条件の需要家への説明義務等の行為規制を課す必要がある。

（4）法令の名称・関連条項とその内容

①電気事業法

- ・一般送配電事業者に対する兼業規制及び取締役等の兼業制限等の行為規制の創設
　<第22条の2～第23条の4>
- ・定期事業者検査制度の対象拡大<第55条>

②ガス事業法

- ・ガス小売事業の登録制度の創設及びガス小売事業者に対する行為規制に関する措置<第2章>
- ・一般ガス導管事業の許可制度の創設及び一般ガス導管事業者に対する行為規制に関する措置<第3章第1節>
- ・特定ガス導管事業の届出制度の創設及び特定ガス導管事業者に対する行為規制に関する措置<第3章第2節>
- ・ガス製造事業の届出制度の創設及びガス製造事業者に対する行為規制に関する措

置く第4章>

- ・特別一般ガス導管事業者に対する兼業規制及び取締役等の兼業制限等の行為規制の創設<第54条～第54条の8>
 - ・ガス工作物の所有者又は占有者の責務<第22条等>
 - ・事業類型の見直しに伴う消費機器保安に係る業務<第159条・第160条>
- ③熱供給事業法
- ・熱供給事業の登録制度の創設及び熱供給事業者に対する行為規制に関する措置
- <第2章・第3章>

5. 想定される代替案

今回の各種措置の創設に関して、各政策の現状の改正案と代替案の費用便益分析による政策評価を検討する。具体的には、下記の12点について検討を行う。

- ①一般送配電事業者に対する兼業規制の創設
- ②一般送配電事業者に対する取締役等の兼業制限等の行為規制の創設
- ③定期事業者検査制度の対象拡大
- ④ガス小売事業の登録制度の創設及びガス小売事業者に対する行為規制に関する措置
- ⑤一般ガス導管事業の許可制度の創設及び一般ガス導管事業者に対する行為規制に関する措置
- ⑥特定ガス導管事業の届出制度の創設及び特定ガス導管事業者に対する行為規制に関する措置
- ⑦ガス製造事業の届出制度の創設及びガス製造事業者に対する行為規制に関する措置
- ⑧一般ガス導管事業者に対する兼業規制の創設
- ⑨一般ガス導管事業者に対する取締役等の兼業制限等の行為規制の創設
- ⑩ガス工作物の所有者又は占有者の責務
- ⑪事業類型の見直しに伴う消費機器保安に係る業務
- ⑫熱供給事業者に対する規制の合理化

上記論点の内、①・②の代替案としては、法的分離ではなく、より弱い規制措置である現行の会計分離（一般送配電事業を営む者が、発電事業者又は小売電気事業を営むことは許容するものの、送配電等業務に関する会計を整理させることにより、送配電等業務の運営における中立性を確保する措置をいう。以下同じ。）を存置した上で、差別的取扱いの禁止等の現行の行為規制の監視を強化することが考えられる。

③の代替案としては、政府が定期的な検査に関するガイドラインを策定し、設備の設置者に対して遵守を求めることが考えられる。

④の代替案としては、登録制度ではなく、より弱い規制措置である届出制度を設けた上で、行為規制については政府がガイドラインを策定し、ガス小売事業者に遵守を求めることが考えられる。⑤の代替案としては、許可制度ではなく、より弱い規制措置である登録制度を設けた上で、行為規制については政府がガイドラインを策定し、

小売電気事業者に遵守を求めることが考えられる。⑥・⑦の代替案としては、届出制度を設けず、行為規制については政府がガイドラインを策定し、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者に遵守を求めることが考えられる。

また、⑧・⑨の代替案としては、法的分離ではなく、より弱い規制措置である現行の会計分離（一般ガス導管事業を営む者が、ガス製造事業者又はガス小売事業を営むことは許容するものの、導管業務に関する会計を整理させることにより、導管業務の運営における中立性を確保する措置をいう。以下同じ。）を存置した上で、差別的取扱いの禁止等の現行の行為規制の監視を強化することが考えられる。

⑩については、ガス事業者以外の者がガス工作物を所有し、又は占有する場合には、当該ガス工作物の所有者又は占有者の協力が不可欠であることから、代替案はない。

⑪の代替案としては、消費機器の所有者・占有者である需要家は、消費機器に関する知識が一般的に十分でないため、ガスに関する知見を有し、需要家と接点のあるガス小売事業者が、引き続き消費機器に係る保安業務を担うことが必要であることから、代替案はない。他方、ガス小売事業者に対して消費機器に係る保安業務の実施について、保安業務規程の届出制度を設けず、政府としてガイドラインを作成し、ガス小売事業者にその遵守を求めることが考えられる。

⑫の代替案としては、登録制度ではなく、より弱い規制措置である届出制度を設けた上で、行為規制については政府がガイドラインを策定し、熱供給事業者に遵守を求めることが考えられる。

6. 規制の費用

①一般送配電事業者に対する兼業規制の創設

②一般送配電事業者に対する取締役等の兼業制限等の行為規制の創設

関係者	改正案： 一般送配電事業者に対して、法的分離措置を講ずるとともに、取締役等の兼職規制等の行為規制を課す場合	代替案： 一般送配電事業者に対して、法的分離措置を求めず、会計分離による中立性確保措置を講ずるとともに、差別的取扱いの禁止等の行為規制の監視を強化する場合
一般送配電事業者	<ul style="list-style-type: none">・法的分離の実施に伴い、一般送配電事業者には、会社分割等の手続きに係るコスト負担が生じることとなる。他方、法的分離の実施のための分社化に伴い発生する登録免許税については、非課税とする特例を本法案において設けることとしており、分社化に伴う費用負担の一部を軽減することとしている。・一般送配電事業者に対する行為規制を新設することにより、各種行為規制を遵守する体制を整備するためのコストや、人事や受委託等に制限を受けることによる事業運営上の負担等が生じることとなるが、「電気供給事業者の間の適正な競争関係を阻害するおそれがない」場合においては、これらの規制を解除する規定としているところであり、競争関係を阻害しない範囲での合理的な兼職や受委託等は許容されることから、過大な負担とはいえない。	<ul style="list-style-type: none">・現行の制度においても送配電等業務を営む一般電気事業者に対しては、会計分離が措置されているため、負担の追加は発生しないものと考えられる。・他方、差別的取扱いの禁止等の行為規制の監視を強化することとした場合、行政から資料等の提出を求められることにより、業務負担が増大するものと考えられる。
その他の電気事業者	<ul style="list-style-type: none">・特段の負担の追加はないものと考えられる。	<ul style="list-style-type: none">・会計分離による送配電等業務の運営における中立性確保が不十分にとどまる場合には、送配電網を利用する他の電気事業者の事業活動を阻害するなど、負

		担となるおそれがある。
国民（電気の使用者）	・特段の負担の追加はないものと考えられる。	・会計分離による送配電等業務の運営における中立性確保が不十分となる場合には、送配電網を利用する他の電気事業者の事業活動を阻害することや電力市場における競争が限定的になること等により結果的に、電気の使用者の利益を損ねるおそれがある。
行政機関	・行為規制に係る省令の策定、規制の執行業務等、一定程度行政機関の負担が発生する。	・会計分離等に係る省令については、すでに策定されているため、行政機関の追加的な負担は軽微になると考えられる。 ・他方、会計分離の下では、一般送配電事業を営む会社が一貫体制を維持することが可能となるが、一貫体制会社における送配電事業と他の電気事業間での内部取引等を監視することは会社間取引の監視に比べ格段に困難であり、差別的取扱いの禁止等の行為規制の遵守状況をより厳格に監視することには、多大なコストがかかるものと考えられる。

③定期事業者検査制度の対象拡大

関係者	改正案： 設備の設置者に対して、定期事業者検査を法的に義務付ける場合	代替案： 国が定期的な検査に関するガイドラインを策定し、設備の設置者にその遵守を求める場合
設備の設置者（発電事業者等）	・これまで任意とされていた検査の頻度や内容に一定の法的制約が課せられ、十分な保守対策を現状で採用していない設置者によっては負担が増大する	・現状で十分な保守対策を行っていない事業者がガイドラインに従う場合には、相応の負担が発生する。 ・他方、現状でも十分な保守対策を行っている事業者

	(検査については、既に先進的な検査を導入している事業者の負担増加にならないよう、こうした先進的な事例を参考としながら内容・頻度を規定する予定。)。	や、ガイドラインに従わない事業者にとっては、負担は基本的には増加しない。
国民（一般公衆）	・特段の負担は発生しないものと考えられる。	・特段の負担は発生しないものと考えられる。
行政機関	・検査を適切に実施しているかの確認等の行政コストが増大する一方、現状で事故対応として発生している行政コストが軽減されると想定されるため、総体として行政コストは増大しない（今後風力発電設備等が増加する中においては、事故対応コストの軽減により行政コストは減少する可能性が高い。）。	・事業者の自主的な取組を促進するための取組や事故対応の行政コストが発生する。 ・今後風力発電設備が増加することが確実な中、こうした行政コストは増加する。

④ガス小売事業の登録制度の創設及びガス小売事業者に対する行為規制に関する措置

	登録制度関係		行為規制関係	
関係者	改正案①： ガス小売電気事業の登録制度を創設する場合	代替案①： ガス小売事業の届出制度を創設する場合	改正案②： ガス小売事業に対して行為規制を課す場合	代替案②： ガス小売事業に関する、ガイドラインを政府が定めた上で、その遵守をガス小売事業者に求める場合
ガス小売事業者	・ガス小売電気の開始に際し参入規制を課すことになるため、ガス小	・ガス小売事業の開始に際し参入規制を課すことになるため、小売電	・説明義務や苦情処理義務、供給力確保義務等については、新たに行	・定められたガイドラインに従った説明、苦情処理、供給力確保等の

	<p>売事業者に、登録申請手續に係る書類作成や手続き待ち等のコストが発生する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業開始の準備をしたにも関わらず登録が拒否された場合には機会コストが発生する。 	<p>気事業者に、届出申請手續に係る書類作成や手続き待ち等のコストが発生する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正案①と比較すると、届出制の場合、届出を行えば事業を行うことができるため、事業開始の準備をしたにも関わらず届出を拒否されるといった機会コストが発生することは無い。 なお、現行制度において、ガス小売事業に相当する事業を行っている一般ガス事業者・簡易ガス事業者は許可制、ガス導管事業者は届出制による事業規制が設けられているため、既存事業者については、現行制度と比較して過大な負担を強いるものではない。 	<p>為規制が設けられる事となるため、説明、苦情処理、供給力確保等を行う負担が発生する。</p>	<p>対応を、経済合理性の範囲内で行うこととなるものの、ガイドラインに従うガス小売事業者には、説明、苦情処理、供給力確保等を行う負担が発生する。</p>
--	---	--	--	--

国民（ガスの使用者）	<ul style="list-style-type: none"> 特段の負担の追加はないものと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 届出制の場合、不適格な小売事業者を退出させることが困難であるため、ガスの使用者の利益を損ねる恐れがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 特段の負担の追加はないものと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインに従わないガス小売事業者が存在する場合、説明、苦情処理、供給力確保等が適切に行われず、ガスの使用者の利益を損ねるおそれがある。
行政機関	<ul style="list-style-type: none"> 登録制度の整備に係る省令の策定業務等、一定程度行政機関の負担は発生する。 登録の申請に対して審査を行う業務など、一定程度行政機関の負担が発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行制度でガス導管事業者・大口ガス事業者に対する届出制度が存在しており、届出に関する省令の策定等を新たに行うための行政機関の負担は改正案①と比較して小さくなるものと想定される。 届出制の場合、審査を行わず原則として受理するため、改正案①と比較すると登録の審査業務を行う費用はほとんど発生しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 行為規制に係る省令の策定や、事業者等への周知、規制の執行業務を行う必要があるため、一定程度行政機関の負担が発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインの策定や、事業者等への周知を行う必要があるため、一定程度行政機関の負担が発生する。 また、ガイドラインは任意であるため、改正案②と同水準の実効性を確保しようとすれば、ガス小売事業者に対してガイドラインの遵守を働きかけるための負担など、改正案②では生じない負担が発生すると考えられる。

⑤一般ガス導管事業の許可制度の創設及び一般ガス導管事業者に対する行為規制に関する措置

関係者	許可制度関係		行為規制関係	
	改正案①： 一般ガス導管事業の許可 制度を創設した場合	代替案①： 一般ガス導管事業の登録 制度を創設した場合	改正案①： 一般ガス導管事業者に対 して行為規制を課す場合	代替案②： 一般ガス導管事業に係る ガイドラインを政府が定 めた上で、その遵守を一 般ガス導管事業者に求め る場合
一般ガス導管事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・一般ガス導管事業の開始、休廃止に際し参入規制を課すことになるため、一般ガス導管事業者に許可申請手続のための書類作成や手続き待ち等のコストが発生する。 ・事業開始の準備をしたにも関わらず許可が得られない場合には機会コストが発生する。 ・ただし、一般ガス導管事業の許可制については現行制度と同様の地域独占を想定しており、現状でガス導管事 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般ガス導管事業の開始、休廃止に際し参入規制を課すことになるため、一般ガス導管事業者に登録申請手続きのための書類作成や手続き待ち等のコストが発生する。 ・事業開始の準備をしたにも関わらず登録が拒否された場合には機会コストが発生する。 ・なお、登録制とする場合、要件を満たした事業者は原則登録を認めこととなるため、一地域に複数の一般ガス 	<ul style="list-style-type: none"> ・託送供給義務等の行為規制が設けられることとなり、これらの規制を遵守するための負担が発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定められたガイドラインに従った託送供給等の対応を、経済合理性の範囲内で行うこととなるものの、ガイドラインに従う一般ガス導管事業者には、託送供給等を行うための負担が発生する。

	<p>業を行っている一般ガス事業者がそのまま一般ガス導管事業者としての許可を得ることとなる（附則において必要なみなし規定を措置済）。そのため、実態上は事業者にとっての追加的な費用はほとんど生じない。</p>	<p>導管事業者が存在し得る制度となる。そのため、登録を受けた事業者それぞれにおいて、上述の負担が生じることとなる。</p>		
其他のガス事業者	<ul style="list-style-type: none"> 特段の負担の追加はないものと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 登録制とする場合、要件を満たした事業者は登録を認めることとなるため、一地域に複数の一般ガス導管事業者が存在し得る制度となる。その結果、導管への接続等に際し、一地域において複数の一般ガス導管事業者と調整を行う必要が生じるため、関連する他のガス事業者にとって負担増になることが想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> 特段の負担の追加はないものと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインに従わない一般ガス導管事業者が存在する場合、託送供給等が適切に行われず、ガス導管を利用する他のガス事業者の事業活動を阻害するなど、他のガス事業者にとって負担となるおそれがある。

		<ul style="list-style-type: none"> ・また、導管への二重投資による託送料金の負担増が生じることが想定される。 		
国民（ガスの使用者）	<ul style="list-style-type: none"> ・特段の負担の追加はないものと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般ガス導管事業者は、供給区域内のガス導管の整備を担い、託送供給義務を負う事業者であるが、登録制とする場合、要件を満たした事業者は登録を認めることとなるため、一地域に複数の一般ガス導管事業者が存在することを想定した制度となる。その結果、ガス導管への二重投資等により、ガス料金の負担増が生じることが想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特段の負担の追加はないものと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインに従わない一般ガス導管事業者が存在する場合、託送供給等が適切に行われず、ガスの使用者の利益を損ねるおそれがある。
行政機関	<ul style="list-style-type: none"> ・許可制度の整備に係る省令の策定業務等、一定程度行政機関の負担は発生する。ただし、従来のガス事業法に基 	<ul style="list-style-type: none"> ・登録制度の整備に係る省令の策定業務、登録申請に対する審査業務等、一定程度行政機関の負担は発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行為規制に係る省令の策定、規制の執行業務等、一定程度行政機関の負担は発生するものの基本的には従来の電気 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインの策定や、事業者等への周知を行う必要があるため、一定程度行政機関の負担が発生する。ま

	<p>づく一般ガス事業者に対する許可制度と同様の業務であることから負担は限定的である。</p> <ul style="list-style-type: none"> なお、現状でガス導管に係る事業を行っている一般ガス事業者がそのまま一般ガス導管事業者としての許可を得ることを想定しているため、許可申請の審査に係る行政機関の負担はほとんど生じない。 		<p>事業法に基づく一般ガス事業者に対する行為規制と同様の規制内容であることから、負担は限定的である。</p>	<p>た、ガイドラインに従うかどうかは任意であるため、改正案②と同水準の実効性を確保ようとすれば、一般ガス導管事業者に対してガイドラインの遵守を働きかけるための負担など、改正案②では生じない負担が発生すると考えられる。</p>
--	--	--	---	---

⑥特定ガス導管事業の届出制度の創設及び特定ガス導管事業者に対する行為規制に関する措置

関係者	改正案： 特定ガス導管事業の届出制度を創設し、特定ガス導管事業者に対して行為規制を課す場合	代替案： 特定ガス導管事業の届出制度を設けず、政府がガイドラインを定めた上で、その遵守を特定ガス導管事業者に求める場合
特定ガス導管事業者	<ul style="list-style-type: none"> 託送供給義務等については、新たに託送供給義務等の行為規制が設けられる事となるため、追加的な負担が発生する。 特定ガス導管事業者に、届出申請手続に係る書類作成や手続き待ち等のコストが発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> 定められたガイドラインに従った対応を、特定ガス導管事業者の経済合理性の範囲内で行うこととなるものの、ガイドラインに従う特定ガス導管事業者は、託送供給等を行う負担が発生する。
他のガス事業者	<ul style="list-style-type: none"> 特段の負担の追加はないものと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインに従わない特定ガス導管事業者が存在

		する場合、託送供給等が適切に行われず、ガス導管網を利用する他のガス事業者の事業活動を阻害するなど、負担となるおそれがある。
国民（ガスの使用者）	・特段の負担の追加はないものと考えられる。	・ガイドラインに従わない特定ガス導管事業者が存在する場合、託送供給等が適切に行われず、ガスの使用者の利益を損ねるおそれがある。
行政機関	・行為規制に係る省令の策定、規制の執行業務等、一定程度行政機関の負担が発生する。	・ガイドラインの策定や、事業者等への周知を行う必要があるため、一定程度行政機関の負担が発生する。また、ガイドラインは任意であるため、改革案と同水準の実効性を確保しようとすれば、特定ガス導管事業者に対してガイドラインの遵守を働きかけるための負担など、改革案では生じない負担が発生すると考えられる。

⑦ガス製造事業の届出制度の創設及びガス製造事業者に対する行為規制に関する措置

関係者	改正案： ガス製造事業の届出制を創設し、ガス製造事業者に対して行為規制を課す場合	代替案： ガス製造事業の届出制を設けず、政府がガイドラインを定めた上、その遵守をガス製造事業者に求める場合
ガス製造事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス製造事業を届出制度とすることにより、事業の開始・休廃止に当たって、ガス製造事業者には届出手続のために必要な書類作成等のコストが発生するとともに、供給計画の策定等の負担が生じる。 ・ただし、現行制度においてガス製造設備の多くを保有している既存の一般ガス事業者においては許可制が設けられており、現行制度と比較して過大な負担 	<ul style="list-style-type: none"> ・定められたガイドラインに従った対応を、ガス製造事業者の経済合理性の範囲内で行うこととなるものの、ガイドラインに従うガス製造事業者には、受託製造約款の策定等を行う負担が発生する。 ・ただし、現行制度においてガス製造設備の多くを保有している既存の一般ガス事業者においては許可制が設けられており、現行制度と比較して過大な負担

	<p>を強いるものではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、行為規制のうち受託製造約款による受託製造義務については、現状でも公正取引委員会と経済産業省の共同ガイドラインにより同様の内容が規定されているところ、法律に基づく規制となるが、ガス製造事業者が維持・運用する特定液化ガス貯蔵設備等が準社会資本的性質を有するものと考えられることを鑑みれば、過大な負担を強いるものではないと考えられる。 	<p>を強いるものではない。</p>
他のガス事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・特段の負担の追加はないものと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインに従わないガス製造事業者が存在する場合、ガス受託製造等が適切に行われず、ガス製造設備を利用しようとする他のガス事業者の事業活動を阻害するなど、負担となるおそれがある。
国民（ガスの使用者）	<ul style="list-style-type: none"> ・特段の負担の追加はないものと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインに従わないガス製造事業者が存在する場合、ガス受託製造等が適切に行われず、ガス小売業への参入を促進する環境が整備されないこととなるため、ガスの使用者の利益を損ねるおそれがある。
行政機関	<ul style="list-style-type: none"> ・届出制度の整備に係る省令の策定、規制の執行業務等、一定程度行政機関の負担が発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインの策定や、事業者等への周知を行う必要があるため、一定程度行政機関の負担が発生する。また、ガイドラインは任意であるため、改革案と同水準の実効性を確保しようとすれば、ガス製造事業者に対してガイドラインの遵守を働きかけるための負担など、改革案では生じない負担が発生すると考えられる。

⑧一般ガス導管事業者に対する兼業規制の創設

⑨一般ガス導管事業者に対する行為規制の創設

関係者	改正案： 一般ガス導管事業者に対して、法的分離措置を講ずるとともに、取締役等の兼職規制等の新たな行為規制を課す場合	代替案： 一般ガス導管事業者に対して、法的分離措置を求めず、会計分離による中立性確保措置を講ずるとともに、差別的取扱いの禁止等の行為規制の監視を強化する場合
一般ガス導管事業者	<ul style="list-style-type: none">法的分離の実施に伴い、一般ガス導管事業者には、会社分割等の手続きに係るコスト負担が生じることとなる。他方、法的分離の実施のための分社化に伴い発生する登録免許税については、非課税とする特例を本法案において設けることとしており、分社化に伴う課税負担を軽減することとしている。一般ガス導管事業者に対する行為規制を新設することにより、各種行為規制を遵守するための体制を整備するためのコストや、人事や受委託等に制限を受けることによる事業運営上の負担等が生じることとなるが、「ガス供給事業者の間の適正な競争関係を阻害するおそれがない」場合においては、これらの規制を解除する規定としているところであり、競争関係を阻害しない範囲での合理的な兼職や受委託等は許容されることから、過大な負担とはいえない。	<ul style="list-style-type: none">現行の制度においてもガス導管業務を営む一般ガス事業者に対しては、会計分離が措置されているため、負担の追加は発生しないものと考えられる。他方、差別的取扱いの禁止等の行為規制の監視を強化することとした場合、行政から資料等の提出を求められることにより、業務負担が増大するものと考えられる。
他のガス事業者	<ul style="list-style-type: none">特段の負担の追加はないものと考えられる。	<ul style="list-style-type: none">会計分離によるガス導管業務の運営における中立性確保が不十分となる場合には、ガス導管網を利用する他のガス事業者の事業活動を阻害するなど、負担

		となるおそれがある。
国民（ガスの使用者）	・特段の負担の追加はないものと考えられる。	・会計分離によるガス導管業務の運営における中立性確保が不十分となる場合には、ガス導管網を利用する他のガス事業者の事業活動を阻害すること等により、結果的にガスの使用者の利益を損ねるおそれがある。
行政機関	・行為規制に係る省令の策定、規制の執行業務等、一定程度行政機関の負担が発生する。	・会計分離等の係る省令については、すでに策定されているため、行政機関の追加的な負担は軽微になると考えられる。 ・他方、会計分離の下では一般ガス導管事業を営む会社は一貫体制を維持することが可能となるが、一貫体制会社における導管事業と他のガス事業間での内部取引等を監視することは、会社間取引の監視に比べ格段に困難であり、差別的取扱いの禁止等の行為規制の遵守状況をより厳格に監視することには、多大なコストがかかるものと考えられる。

⑩ガス工作物の所有者又は占有者の責務

関係者	改正案： ガス工作物の所有者又は占有者に保安上の措置を講じなければならない責務規定を設ける場合	代替案：
ガス工作物の所有者又は占有者※ ※ガス小売事業者、一般ガス導管事業者又は特定ガス	・民法第717条においても工作物の所有者及び占有者に瑕疵がある場合には損害賠償の義務が課せられており、またガスの供給を受けるためには安全性が十分に確保されなければならないことから、現行法	—

導管事業者以外の者	<p>でも協力する社会的責務は当然に存在。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本規定の趣旨としては、当該社会的責務を訓示的に明示したものであり、ガス工作物の所有者等に対して追加的な費用は生じない。また、勧告制度についても、当該社会的責務の実行を求めるに過ぎず、特段の強制力を持つ措置ではないため、実際上は追加的な費用はほとんど生じない。 	
ガス小売事業者、一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者	<ul style="list-style-type: none"> 特段の負担の追加はないものと考えられる。 	—
国民（ガスの使用者）	<ul style="list-style-type: none"> ガスの使用者が内管を所有する実態があるが、「ガス工作物の所有者又は占有者」と同様に、追加的な費用はほとんど生じない。 	—
行政機関	<ul style="list-style-type: none"> 勧告制度に係る省令の策定、執行業務等、一定程度行政機関の負担が発生する。 	—

⑪事業類型の見直しに伴う消費機器保安に係る業務

関係者	改正案： ガス小売事業者等に消費機器に係る保安業務を義務付け、その実施内容を定めた保安業務規程の届出制度を新たに設ける場合	代替案： 保安業務規程の届出制度を設けず、政府がガイドラインを定めた上で、その遵守をガス小売事業者等に求める場合
ガス小売事業者等（ガス小売事業者又は最終保障供給を行う一般ガス導管事業者）	<ul style="list-style-type: none"> 消費機器に係る保安業務を担うこととなるが、現行法においても小売を行うガス事業者に義務付けられており、事業者に追加的な負担を生じることとは実務上ならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 消費機器に係る保安業務について左に同じ。 消費機器に係る保安業務の実施には、事業者ごとに、その供給先の消費実態、設備状況に応じた多種多様な対応が求められるため、全国画一的なガイド

	<ul style="list-style-type: none"> 保安業務規程の届出制度については、追加的な負担が発生する。ただし、保安業務の適切な実施を確保するために措置するものであり、その実施に際して当然に行われる内容を記載するものにすぎないことから、事業者に過大な負担が生じるものではない。 	<p>ラインには馴染まない。そのため、定められたガイドラインに従った対応を、ガス小売事業者等の経済合理性の範囲内で行うこととなるものの、ガイドラインに従うガス小売事業者等には追加的な負担が発生する。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、ガイドラインに従わない託送供給事業者が存在する場合、緊急時対応が適切に行われず、消費機器に起因する災害が波及し、導管網を利用する他のガス小売事業者等の事業活動を阻害するなど、負担となるおそれがある。
託送供給事業者（一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者）	<ul style="list-style-type: none"> 消費機器に係る緊急時対応を行うこととなり、追加的な負担が発生する。ただし、導管網の技術基準適合維持義務が別途課せられていることから、当該導管網の緊急時対応と一体となって実施することが可能であり、実務上大きな負担は発生しない。 また、緊急時対応について保安業務規程の届出を行うこととなるが、適切な実施に際して当然に行われる内容を記載するものにすぎない。さらに、導管網の緊急時対応については、別途ガス工作物に係る保安規程の記載事項となっていることから、それと同様に対応すれば良く、事業者に過大な負担が生じるものではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 消費機器に係る緊急時対応について左と同じ。 消費機器に係る緊急時対応の実施には、事業者ごとに、その供給先の消費実態、設備状況に応じた多種多様な対応が求められるため、全国画一的なガイドラインには馴染まない。そのため、定められたガイドラインに従った対応を、託送供給事業者の経済合理性の範囲内で行うこととなるものの、ガイドラインに従う託送供給事業者には追加的な負担が発生する。 また、ガイドラインに従わないガス小売事業者等が存在する場合、保安業務が適切に行われず、適切な緊急時対応の実施のために必要な情報が提供されないなど、負担となるおそれがある。
国民（ガスの使用者）	<ul style="list-style-type: none"> 特段の負担の追加はないものと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインに従わないガス小売事業者等、託送供給事業者が存在する場合、保安業務が適切に行われ

		ず、保安の確保が損なわれ、ガスの使用者の利益を損ねるおそれがある。
行政機関	・規程の記載内容等の省令の策定、規制の執行業務等、一定程度行政機関の負担が発生する。	・ガイドラインの策定や、事業者等への周知を行う必要があるため、一定程度行政機関の負担が発生する。また、ガイドラインは任意であるため、改革案と同水準の実効性を確保しようとすれば、ガス小売事業者等や託送供給事業者に対してガイドラインの遵守を働きかけるための負担など、改革案では生じない負担が発生すると考えられる。

⑫熱供給事業の登録制度の創設及び熱供給事業者に対する行為規制に関する措置

関係者	登録制度関係		行為規制関係	
	改正案①： 熱供給事業の登録制度を 創設する場合	代替案①： 熱供給事業の届出制度を 創設する場合	改正案②： 熱供給事業に対して行為 規制を課す場合	代替案②： 熱供給事業に関する、ガ イドラインを政府が定め た上で、その遵守を熱供 給事業者に求める場合
熱供給事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・熱供給事業の開始に際し参入規制を課すことになるため、熱供給事業者に、登録申請手続に係る書類作成や手続き待ち等のコストが発生する。 ・事業開始の準備をした 	<ul style="list-style-type: none"> ・熱供給事業の開始に際し参入規制を課すことになるため、熱供給事業者に、届出申請手續に係る書類作成や手続き待ち等のコストが発生する。 ・改正案①と比較する 	<ul style="list-style-type: none"> ・説明義務や苦情処理義務、供給力確保義務等については、新たに行行為規制が設けられる事となるため、説明、苦情処理、供給力確保等を行う負担が発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定められたガイドラインに従った説明、苦情処理、供給力確保等の対応を、経済合理性の範囲内で行うこととなるものの、ガイドラインに従う熱供給事業者には、説明、苦情処

	にも関わらず登録が拒否された場合には機会コストが発生する。	<p>と、届出制の場合、届出を行えば事業を行うことができるため、事業開始の準備をしたにも関わらず届出を拒否されるといった機会コストが発生することは無い。</p> <ul style="list-style-type: none"> なお、現行制度において、熱供給事業においては許可制による事業規制が設けられているため、既存事業者については、現行制度と比較して過大な負担を強いるものではない。 		理、供給力確保等を行う負担が発生する。
国民（熱供給を受ける者）	<ul style="list-style-type: none"> 特段の負担の追加はないものと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 届出制の場合、不適格な事業者を退出させることが困難になるため、熱供給を受ける者の利益を損ねるおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 特段の負担の追加はないものと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインに従わない熱供給事業者が存在する場合、説明、苦情処理、供給力確保等が適切に行われず、熱供給を受ける者の利益を損ねるおそれがある。
行政機関	<ul style="list-style-type: none"> 登録制度の整備に係る省令の策定業務等、一 	<ul style="list-style-type: none"> 現行制度で熱供給事業者には許可制がとられ 	<ul style="list-style-type: none"> 行為規制に係る省令の策定や、事業者等への 	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインの策定や、事業者等への周知

	<p>一定程度行政機関の負担は発生する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録の申請に対して審査を行う業務など、一定程度行政機関の負担が発生する。 	<p>ているため、届出に関する省令の策定等を新たに行う必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出制の場合、審査を行わず原則として受理するため、改正案①と比較すると登録の審査業務を行う費用はほとんど発生しない。 	<p>周知、規制の執行業務を行う必要があるため、一定程度行政機関の負担が発生する。</p>	<p>を行う必要があるため、一定程度行政機関の負担が発生する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、ガイドラインは任意であるため、改正案②と同水準の実効性を確保しようとすれば、熱供給事業者に対してガイドラインの遵守を働きかけるための負担など、改正案②では生じない負担が発生すると考えられる。
--	--	---	---	---

7. 規制の便益

①一般送配電事業者に対する兼業規制の創設

②一般送配電事業者に対する取締役等の兼業制限等の行為規制の創設

関係者	改正案： 一般送配電事業者に対して、法的分離措置を講ずるとともに、取締役等の兼職規制等の行為規制を課す場合	代替案： 一般送配電事業者に対して、法的分離措置を求めず、会計分離による中立性確保措置を講ずるとともに、差別的取扱いの禁止等の行為規制の監視を強化する場合
一般送配電事業者	・特に発生する便益は想定されない。	・特に発生する便益は想定されない。
その他の電気事業者	・一般送配電事業者に対し、法的分離措置及び各種行為規制を課すことにより、送配電業務の運営における中立性をより一層確保することができるため、他の電気事業者が円滑に送配電網を利用できるといった便益が想定される。	・会計分離措置及び行為規制の厳格な運用により、送配電等業務の運営における中立性確保が確保される場合には、他の電気事業者が円滑に送配電網を利用できるといった便益が想定される。 ・他方、改正案に比べれば中立性確保が不十分となると想定されるため、便益も改正案に比べて小さくなるものと考えられる。
国民（電気の使用者）	・一般送配電事業者に対し、法的分離措置及び各種の新たな行為規制を課すことにより、送配電業務の運営における中立性をより一層確保することができるため、これにより、多様な小売電気事業者や発電事業者の参入がより一層促進され、電力市場における競争が活性化することで、結果的に、電気料金の上昇を抑制する効果が期待される等の便益が想定される	・会計分離措置及び行為規制の厳格な運用により、送配電等業務の運営における中立性確保が確保される場合には、多様な小売電気事業者や発電事業者の参入が促進され、競争が活性化することで、結果的に、電気料金の上昇を抑制する効果が期待される等の便益が想定される。 ・他方、改正案に比べれば中立性確保が不十分となると想定されるため、便益も改正案に比べて小さくなるものと考えられる。

行政機関	<ul style="list-style-type: none"> 法的分離措置により、一般送配電事業者と他の電気事業者との取引が全て会社間取引となるため、代替案に比較すると、行為規制の遵守状況の確認が容易になると考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 特に発生する便益は想定されない。
------	---	--

③定期事業者検査制度の対象拡大

関係者	改正案： 設備の設置者に対して、定期事業者検査を法的に義務付ける場合	代替案： 国が定期的な検査に関するガイドラインを策定し、設備の設置者にその遵守を求める場合
設備の設置者（発電事業者等）	<ul style="list-style-type: none"> 現状では、頻発する風車の事故により信頼性が低下し、ファイナンス面でも悪影響が出ているところ、定期的な法定検査が導入されることで、事故の減少が期待されると共に、業界全体の信頼性向上につながり、円滑な事業の実施につながる。 	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインでは、現状の設備保守が不十分な設置者に対する強制力がないため、結果として左記のようなファイナンス面での悪影響等、事業の円滑な遂行に支障を来している状況は改善されず、便益は乏しい。
国民（一般公衆）	<ul style="list-style-type: none"> 設備の保安レベルが一定水準に保たれるため、設備の近隣の住民等の安全が確保される。 	<ul style="list-style-type: none"> 特段の便益は発生しないものと考えられる。
行政機関	<ul style="list-style-type: none"> 公共の安全を確保するという電気事業法の目的を適切かつ効率的に達成できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 事故の発生の抑止が効果的にできず、特段の便益は発生しないものと考えられる。

④ガス小売事業の登録制度の創設及びガス小売事業者に対する行為規制に関する措置

関係者	登録制度関係		行為規制関係	
	改正案①： ガス小売事業の登録制度 を創設する場合	代替案①： ガス小売事業の届出制度 を創設する場合	改正案②： ガス小売事業に対して行 為規制を課す場合	代替案②： ガス小売事業に関する、 ガイドラインを政府が定 めた上で、遵守をガス小 売事業者に求める場合
ガス小売事業者	・登録を受けることで、 適格性を有する事業者 であることが需要家に 認知され、営業上のメ リットとなると考えら れる。	・届出を行っていること で、一定の公的位置付 けを得ている事業者で あることが需要家に認 知され、営業上のメリ ットとなると考えられ るが、改正案①と比較 するとその程度は小さ いと考えられる。	・特に発生する便益は想 定されない。	・改正案②と比較する と、任意であるため、 ガス小売事業者にとつ ての経済合理性を優先 することが可能。
国民（ガスの使用者）	・ガス小売事業を登録制 とすることにより、登 録取消を行い得るた め、事業者の適格性を 確保することが可能と なる。これにより、ガ スの使用者が適正な事 業者から安定的にガス の供給を受けられる等	・ガス小売事業を届出制 とすることにより、事 業者の適格性を一定程度 確保することが可能と なるが、届出制の場合、不適格な事業者を 退出させることが困難 なため、改正案①と比 較すると、ガスの使	・説明義務や需要家から の苦情及び問い合わせ を適切に処理する義務 を課すことで、ガス小 売事業者と需要家間の トラブル発生を回避す る効果が期待される。 ・供給力確保義務を課す ことにより、ガスの使	・定められたガイドライ ンに従った説明、苦情 処理、供給力確保等の 対応をガス小売事業者 が行う場合には、電気 の使用者である国民が 安定的に電気の供給を 受けができる環 境が整備される。ただ

	の便益が想定される。	者の便益が小さくなる可能性がある。	用者である国民が安定的にガスの供給を受けることができる環境が整備される。 ・業務改善命令や罰則により実効性を担保することができる。	し、改正案②と比較すると、ガイドラインに従わないガス小売事業者が存在する場合、ガスの使用者の利益を損ねるおそれがある。
行政機関	・特に発生する便益は想定されない。	・特に発生する便益は想定されない。	・ガス小売事業者に対して説明や苦情処理に関する行為規制を課すことにより、ガスの使用者から行政機関への苦情申し立てが減少することが想定される。 ・経済産業大臣がガス小売事業者に対し、ガスの使用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、そのガス小売事業の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることができる制度を整備することにより、より確実にガスの使用	・ガス小売事業者に対して説明や苦情処理に関するガイドラインの遵守を促すことにより、ガスの使用者から行政機関への苦情申し立てが減少することが想定されるが、任意で遵守を求めるものであるため、改正案②と比較すると効果は限定的である可能性がある。

			者の利益や公共の利益の確保が可能となる。	
--	--	--	----------------------	--

⑤一般ガス導管事業の許可制度の創設及び一般ガス導管事業者に対する行為規制に関する措置

関係者	許可制度関係		行為規制関係	
	改正案①： 一般ガス導管事業の許可制度を創設した場合	代替案①： 一般ガス導管事業の登録制度を創設した場合	改正案①： 一般ガス導管事業者に対して行為規制を課す場合	代替案②： 一般ガス導管事業に係るガイドラインを政府が定めた上で遵守を一般ガス導管事業者に求める場合
一般ガス導管事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・許可を受けることで適格性のある事業者であることが需要家に認知され営業上のメリットとなると考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・登録を受けることで適格性のある事業者であることが需要家に認知され営業上のメリットとなると考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特に発生する便益は想定されない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正案②と比較すると、任意であるため、一般ガス導管事業者にとっての経済合理性を優先することが可能。
他のガス事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・一般ガス導管事業を許可制とすることにより、許可取消を行い得るため、事業者の適格性が確保され、適正な事業者との取引が可能となる。 ・一般送配電事業を許可制とする場合、地域独占とすることが可能な 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般ガス導管事業を登録制とすることにより、登録取消を行い得るため、事業者の適格性が確保され、適正な事業者との取引が可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般ガス導管事業を行うに当たっての禁止行為を定めることで、ガス導管網を利用する他のガス事業者にとって、競争条件の公平性の確保が図られる。 ・業務改善命令や罰則により実効性を担保することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般ガス導管事業を行うに当たっての禁止行為を定めたガイドラインに従った対応を一般ガス導管事業者が行う場合には、ガス導管網を利用する他のガス事業者にとって、競争条件の公平性の確保が図られる。

	ため、ガス導管網への二重投資の回避が可能であり、託送料金の抑制により送配電網を利用する他の電気事業者に便益が生じる。			・ただし、改正案②と比較すると、ガイドラインに従わない場合には不十分となるおそれがある。
国民（ガスの使用者）	<ul style="list-style-type: none"> ・一般ガス導管事業を許可制とすることにより、許可取消を行い得るため、事業者の適格性を確保することが可能となる。これにより、安定的なガス供給が実現する等の便益が想定される。 ・一般ガス導管事業を許可制とする場合、地域独占が可能となるため、ガス導管網への二重投資の回避が可能であり、ガス料金負担の減少によりガスの使用者に便益が生じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般ガス導管事業を登録制とすることにより、登録取消を行い得るため、事業者の適格性を確保することが可能となる。これにより、安定的なガス供給が実現する等の便益が想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・託送供給義務や最終保障措置を講ずることで、全ての国民がガスの安定供給を受けられる環境が整備される。 ・業務改善命令や罰則により実効性を担保することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・託送供給義務や最終保障措置について定めたガイドラインに従った対応を一般ガス導管事業者が行う場合には、安定供給の確保が図られる。ただし、改正案②と比較すると、ガイドラインに従わない場合には不十分となるおそれがある。
行政機関	<ul style="list-style-type: none"> ・特に発生する便益は想定されない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特に発生する便益は想定されない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・経済産業大臣が、一般ガス導管事業者に対 	<ul style="list-style-type: none"> ・特に発生する便益は想定されない。

			し、ガスの使用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、その一般ガス導管事業者の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることができる制度を整備することにより、より確実にガスの使用者の利益や公共の利益の確保が可能となる。	
--	--	--	---	--

⑥特定ガス導管事業の届出制度の創設及び特定ガス導管事業者に対する行為規制に関する

関係者	改正案： 特定ガス導管事業の届出制度を創設し、特定ガス導管事業者に対して行為規制を課す場合	代替案： 特定ガス導管事業の届出制度を設けず、政府がガイドラインを定めた上で、その遵守を特定ガス導管事業者に求める場合
特定ガス導管事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・届出を行い、経済産業大臣の変更・中止命令を受けなかったことにより、一定の適格性を有する事業者であることが需要家に認知され、営業上のメリットとなると考えられる。 ・公益特権を受けることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正案と比較すると、任意であるため、特定ガス導管事業者にとっての経済合理性を優先することが可能。
他のガス事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・託送供給義務が課される特定ガス導管事業者がその義務を適切に履行することにより、ガス導管網を利 	<ul style="list-style-type: none"> ・託送供給義務等について定めたガイドラインに従った対応を特定ガス導管事業者が行う場合には、特定

	<p>用する他のガス事業者にとって、特定ガス導管事業者が持つ設備を活用できる環境が整備される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務改善命令や罰則により実効性を担保することができる。 	<p>ガス導管事業者が持つ設備を活用できる環境が整備される。ただし、改正案と比較すると、ガイドラインに従わない場合には不十分となるおそれがある。</p>
国民（ガスの使用者）	<ul style="list-style-type: none"> ・特定ガス導管事業を届出制にし、経済産業大臣がその届出内容を変更し、又は中止すべきことを命ずることができる環境を整備することにより、ガス導管設備に係る二重投資及び過剰投資を防止することが可能であり、ガス料金負担の抑制によりガスの使用者に便益が生じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・導管の設置基準等をガイドラインで示すことにより、二重投資及び過剰投資を一定程度防止することが可能になることにより、使用者の利益が一定程度確保されると考えられる。ただし、改正案と比較すると、ガイドラインに従わない場合には不十分となるおそれがある。
行政機関	<ul style="list-style-type: none"> ・経済産業大臣が、特定ガス導管事業者に対し、ガスの使用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、その特定ガス導管事業者の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることができる制度を整備することにより、より確実にガスの使用者の利益や公共の利益の確保が可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特に発生する便益は想定されない。

⑦ガス製造事業の届出制度の創設及びガス製造事業者に対する行為規制に関する措置

関係者	改正案 :	代替案 :
	<p>ガス製造事業の届出制度を創設し、ガス製造事業者に対して行為規制を課す場合</p>	<p>ガス製造事業の届出制度を設けず、政府がガイドラインを定めた上、遵守をガス製造事業者に求める場合</p>
ガス製造事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・届出を行うことで、適格性を有する事業者であることが需要家に認知され、営業上のメリットとなると考えられる。 ・公益特権を受けることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正案と比較すると、任意であるため、ガス製造事業者にとっての経済合理性を優先することが可能。

その他のガス事業者	<ul style="list-style-type: none"> 受託製造義務を課すことにより、ガス製造設備を利用する他のガス事業者にとって、ガス製造事業者が持つ設備を活用できる環境が整備される。 	<ul style="list-style-type: none"> 導管の設置基準等をガイドラインで示すことにより、受託製造義務を課すことにより、ガス製造設備を利用する他のガス事業者にとって、ガス製造事業者が持つ設備を活用できる環境が整備される。ただし、改正案と比較すると、ガイドラインに従わない場合には不十分となるおそれがある。
国民（ガスの使用者）	<ul style="list-style-type: none"> 供給計画の策定等を義務付けることにより、経済産業大臣が我が国における供給力を適切に把握することが可能となる。 また、ガス製造事業者に対して、受託製造約款による受託製造義務を課すことにより、ガス製造事業者がもつ製造能力を、他のガス事業者が活用できる環境が整備され、ガス市場における競争が活性化することで、結果的に、ガス料金の上昇を抑制する効果が期待される等の便益が想定される 	<ul style="list-style-type: none"> 供給計画の策定等について定めたガイドラインが示されることによって、ガス事業者が持つ供給力を活用できる環境が整備され、ガスの使用者の利益が一定程度確保されると考えられる。ただし、改正案と比較すると、ガイドラインに従わない場合には不十分となるおそれがある。
行政機関	<ul style="list-style-type: none"> 経済産業大臣が、ガス製造事業者に対し、ガスの使用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、そのガス製造事業者の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることができる制度や、受託製造約款による受託製造を命令できる制度の整備により、より確実にガスの使用者の利益や公共の利益の確保が可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 特に発生する便益は想定されない。

⑧一般ガス導管事業者に対する兼業規制の創設

⑨一般ガス導管事業者に対する行為規制の創設

関係者	改正案： 一般ガス導管事業者に対して、法的分離措置を講ずるとともに、取締役等の兼職規制等の行為規制を課す場合	代替案： 一般ガス導管事業者に対して、法的分離措置を求めず、会計分離による中立性確保措置を講ずるとともに、差別的取扱いの禁止等の行為規制の監視を強化する場合
一般ガス導管事業者	・特に発生する便益は想定されない。	・特に発生する便益は想定されない。
その他のガス事業者	・一般ガス導管事業者に対し、法的分離措置及び各種行為規制を課すことにより、導管業務の運営における中立性をより一層確保することができるため、他の電気事業者が円滑にガス導管網を利用できるといった便益が想定される。	・会計分離措置及び行為規制の厳格な運用により、導管業務の運営における中立性確保が確保される場合には、他のガス事業者が円滑に送配電網を利用できるといった便益が想定される。 ・他方、改正案に比べれば中立性確保が不十分となると想定されるため、便益も改正案に比べて小さくなるものと考えられる。
国民（ガスの使用者）	・一般ガス導管事業者に対し、法的分離措置及び各種の新たな行為規制を課すことにより、導管業務の運営における中立性をより一層確保することができるため、これにより、多様なガス小売事業者やガス製造事業者の参入がより一層促進され、ガス市場における競争が活性化することで、結果的に、ガス料金の上昇を抑制する効果が期待される等の便益が想定される	・会計分離措置及び行為規制の厳格な運用により、導管業務の運営における中立性確保が確保される場合には、ガス小売事業者やガス製造事業者の参入が促進され、競争が活性化することで、結果的に、ガス料金の上昇を抑制する効果が期待される等の便益が想定される。 ・他方、改正案に比べれば中立性確保が不十分となると想定されるため、便益も改正案に比べて小さくなるものと考えられる。

行政機関	<ul style="list-style-type: none"> 法的分離措置により、一般ガス導管事業者と他のガス事業者との取引が全て会社間取引となるため、代替案に比較すると、行為規制の遵守状況の確認が容易になると考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 特に発生する便益は想定されない。
------	--	--

⑩ガス工作物の所有者又は占有者の責務

関係者	改正案： ガス工作物の所有者又は占有者に保安上の措置を講じなければならない責務規定を設ける場合	代替案： なし
ガス工作物の所有者又は占有者※ ※ガス小売事業者、一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者以外の者	<ul style="list-style-type: none"> 実体上、ガス工作物の所有者等としては、内管を所有するガスの使用者が想定される。ガス事業者の保安上の措置に対する協力の確保は、公共の安全の維持及び災害の発生の防止につながり、安定的なガスの供給を受けられるという便益がある。 	—
ガス小売事業者、一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者	<ul style="list-style-type: none"> 自社以外が所有又は占有するガス工作物に係る措置について、所有者等の協力が得られることとなり、その円滑な保安対策の実施が可能となる。 技術基準が不適合の場合など、経済産業大臣がガス事業者に対して改修命令等を発出した際に、仮にガス工作物の所有者等の協力が得られない場合には、その命令を受けてとる措置の実施が困難となり、刑罰の対象となってしまう。改正案により、ガス工作物の所有者等の確実な協力が規定できることから、命令を受けてとる措置の確実な実施が可能となる便益がある。 	—

国民（ガスの使用者）	<ul style="list-style-type: none"> ガスの使用者が内管を所有する実態があるが、「ガス工作物の所有者又は占有者」と同様に、便益が生じる。 	—
行政機関	<ul style="list-style-type: none"> 技術基準が不適合の場合など、経済産業大臣がガス事業者に対して改修命令等を発出した際に、当該命令の実行性が高まる便益がある。 	—

⑪事業類型の見直しに伴う消費機器保安に係る業務

関係者	改正案： ガス小売事業者等に消費機器に係る保安業務を義務付け、その実施内容を定めた保安業務規程の届出制度を新たに設ける場合	代替案： 保安業務規程の届出制度を設けず、政府がガイドラインを定めた上で、その遵守をガス小売事業者等に求める場合
ガス小売事業者等（ガス小売事業者又は最終保障供給を行う一般ガス導管事業者）	<ul style="list-style-type: none"> 消費機器に係る保安業務について、これまでガス事業者はガスを販売する立場から、①安全型機器への取り替えの促進等を通じて保安の維持・向上に努めてきた、②ガスを販売する上で消費機器を握り料金メニューを設定することが一般的であるため、ガス小売事業者等が担うことにより効果的な実施が期待できる便益がある。これに伴い、需要家の安全性に対する懸念が低減し、営業上のメリットも生じる。 保安業務規程の作成を義務付け、具体的には消費機器の周知・調査等を行う実施方法、従業員への保安教育、当該業務に係るガス事業者間の連携協力（調査結果の通知方法、緊急時連絡等）といった内容を 	<ul style="list-style-type: none"> 消費機器に係る保安業務について左に同じ。 改正案と比較すると、ガイドラインは任意であるため、保安の確保よりも、ガス小売事業者等にとっての経済合理性を優先する選択が可能。

	<p>記載させることで、各事業者の実態に沿ったかたちで、保安業務の確実な実施を担保する便益がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さらに、規程の届出を行い、経済産業大臣の変更・中止命令を受けなかつたことにより、一定の適格性を有する事業者であることが需要家に認知され、営業上のメリットとなると考えられる。 ・託送供給事業者の緊急時対応について、その適切な実施が担保されることとなり、安定的なガス事業の実施が可能となる。 	
託送供給事業者（一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者）	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対応の実施は、24時間体制での連絡受付や、現場に急行する出動班の整備など、高度な専門性が求められるとともに、規模の経済性を有する。そのため、導管網を維持・運用する託送供給事業者が、上流のガス工作物と一体的に実施することは、効率的かつ保安上有効である。これに伴い、需要家の安全性に対する懸念が低減し、ガス利用を促進するメリットも生じる。 ・保安業務規程の作成を義務付け、具体的には消費機器の緊急時対応の実施方法、当該業務に係るガス事業者間の連携協力（緊急時連絡、役割分担等）といった内容を記載させることで、各事業者の実態に沿ったかたちで、保安業務の確実な実施を担保する便益がある。 ・さらに、規程の届出を行い、経済産業大臣の変更・中止命令を受けなかつたことにより、一定の適格性 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費機器に係る緊急時対応について左に同じ。 ・改正案と比較すると、ガイドラインは任意であるため、保安の確保よりも、託送供給事業者にとっての経済合理性を優先する選択が可能。

	<p>を有する事業者であることが需要家に認知され、営業上のメリットとなると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガス小売事業者等の保安業務について、その適切な実施が担保されることとなり、緊急時対応の確実な実施が可能となる。 	
国民（ガスの使用者）	<ul style="list-style-type: none"> ・消費機器に係る保安業務の適切な実施が確保されることにより、ガスの公共の安全の維持及び災害の発生の防止につながり、安定的なガスの供給を受けられるという便益がある。 ・また、保安における事業者の信頼性が確保されることで、需要家が安心して新規参入者を選択することが可能となり、ガス料金やサービス面での競争のもと、需要家選択肢が拡大する。 ・加えて、保安規制を遵守するための費用や、事故からの復旧費用は、最終的にはガス料金等となって、ガスの使用者の負担するところとなる。そのため、効率的かつ有効な保安業務の実施により、当該費用が低減し、ガス料金の低廉化につながる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保安業務の実施について定めたガイドラインが示されることによって、ガス小売事業者等や託送供給事業者の保安実施のルールが整備され、ガスの使用者の利益が一定程度確保されると考えられる。ただし、改正案と比較すると、ガイドラインに従わない場合には不十分となるおそれがある。
行政機関	<ul style="list-style-type: none"> ・保安業務の実施について、各事業者の実態に即した合理的な手法を尊重しながら、仮に問題がある場合にはこれを是正することが可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特に発生する便益は想定されない。

⑫熱供給事業の登録制度の創設及び熱供給事業者に対する行為規制に関する措置

関係者	登録制度関係		行為規制関係	
	改正案①： 熱供給事業の登録制度 を創設する場合	代替案①： 熱供給事業の届出制度 を創設する場合	改正案②： 熱供給事業に対して行為規制 を課す場合	代替案②： 熱供給事業に関する、ガイド ラインを政府が定め、遵守を 熱供給事業者に求める場合
熱供給事業者	・登録を受けること で、適格性を有する 事業者であることが 需要家に認知され、 営業上のメリットと なると考えられる。	・届出を行っているこ とで、一定の公的位 置付けを得ている事 業者であることが需 要家に認知され、営 業上のメリットとな ると考えられるが、 改正案①と比較する とその程度は小さ いと考えられる。	・特に発生する便益は想定さ れない。	・改正案②と比較すると、任 意であるため、熱供給事業 者にとっての経済合理性を 優先することが可能。
国民（熱供給を受ける者）	・熱供給事業を登録制 とすることにより、 登録取消を行い得る ため、事業者の適格 性を確保することが 可能となる。これに より、熱供給を受ける 者が適正な事業者 から安定的に熱供給	・熱供給事業を届出制 とすることにより、 事業者の適格性を一 定程度確保するこ とが可能となるが、届 出制の場合、不適格 な事業者を退出させ ることが困難なた め、改正案①と比較	・説明義務や需要家からの苦 情及び問い合わせを適切に 処理する義務を課すこと で、熱供給事業者と需要家 間のトラブル発生を回避す る効果が期待される。 ・供給力確保義務を課すこと により、熱供給を受ける者 である国民が安定的に熱供	・定められたガイドラインに 従った説明、苦情処理、供 給力確保等の対応を熱供給 事業者が行う場合には、熱 供給を受ける者である國民 が安定的に熱供給を受ける ことができる環境が整備さ れる。ただし、改正案②と 比較すると、ガイドライン

	<p>受けられる等の便益が想定される。</p>	<p>すると、熱供給を受ける者の便益が小さくなる可能性がある。</p>	<p>給を受けることができる環境が整備される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務改善命令や罰則により実効性を担保することができる。 	<p>に従わない熱供給事業者が存在する場合、熱供給を受ける者の利益を損ねるおそれがある。</p>
行政機関	<ul style="list-style-type: none"> ・特に発生する便益は想定されない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特に発生する便益は想定されない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・熱供給事業者に対して説明や苦情処理に関する行為規制を課すことにより、熱供給を受ける者から行政機関への苦情申し立てが減少することが想定される。 ・経済産業大臣が熱供給事業者に対し、熱供給を受ける者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、その熱供給事業の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることができる制度を整備することにより、より確実に熱供給を受ける者の利益や公共の利益の確保が可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・熱供給事業者に対して説明や苦情処理に関するガイドラインの遵守を促すことにより、熱供給を受ける者から行政機関への苦情申し立てが減少することが想定されるが、任意で遵守を求めるものであるため、改正案②と比較すると効果は限定的である可能性がある。

8. 政策評価の結果

①から⑫の改正案と代替案について、費用便益分析を行う。なお、⑩は代替案がないため、改正案にかかる費用便益分析を行う。

①一般送配電事業者に対する兼業規制の創設

②一般送配電事業者に対する取締役等の兼業制限等の行為規制の創設

今般の見直しは、送配電等業務の運営における中立性の一層の確保を図るため、一般送配電事業者に対する規制を見直すものである。

費用面については、改正案（法的分離措置を実施し、兼業制限等の行為規制を課す）は一般送配電事業者に分社化の手続きコストの負担が生じる一方、代替案（会計分離措置を存置し、差別的取扱いの禁止等の現行の行為規制を厳格に監視する）においては、一貫体制が維持されることによる行政による監視コストの増大が想定されるため、いずれの案においても一定程度の費用負担が生じることが想定される。

一方、便益面については、改正案では、法的分離措置とそれとともに講じることが必要な行為規制を措置することにより、送配電等業務の運営における中立性がより一層確保されるため、これにより新規参入者の円滑な送配電網の利用や、競争の活性化による電気料金の抑制等の便益が想定されるところである。他方、代替案の会計分離措置と行為規制による送配電等業務の運営における中立性の確保については、現行の送配電網の利用者からも、当該措置による中立性確保に疑義が示されているところであり、一定の便益は得られるものの確実性が低く、改正案に比べて便益は限定的と考えられる。

したがって、政策目的を実現する上で、法的分離措置及び各種行為規制を講じる今回の措置は妥当なものであると考えられる。

③定期事業者検査制度の対象拡大

今般の見直しは、風力発電設備の事故が相次ぐ中で、適切に保安を確保するため、定期事業者検査制度の対象を見直すものである。

費用面については、改正案は、設置者のうち現行では十分な点検を実施していない事業者に定期事業者検査の実施のためのコストの負担が生じる（先進的な定期的検査を導入している事例を参考としつつ、合理的な検査を義務付けることから、現状で先進的な取組を行っている設置者のコスト負担の増加はない、又は限定的である。）一方、代替案（点検に関するガイドラインを策定）においては、点検はあくまで任意であるため、ガイドラインを遵守した場合にはコストの負担が生じる一方でその負担は強制ではなく、点検を実施しないことでコストの負担は発生しない場合も考えられる。

一方、便益面については、改正案では、事故の減少効果に加え、風力発電業界全体の信頼性の向上等により、風力発電事業の円滑な実施につながるなどの便益が期待できる。他方、代替案では、現状の設備保守が不十分な設置者に対する強制力がないため、結果として現状で生じているファイナンス面での悪影響等、事業の円滑

な遂行に支障を来している状況は改善されず、便益は乏しい。また、行政としても、改正案では適切かつ効率的に電気保安の確保が図られ、便益が期待される一方で、代替案では事故の効率的な抑制を図ることができないため、便益は乏しい。

したがって、政策目的（風力発電設備の事故防止対策）として、今回の改正案は妥当であると言える。

④ガス小売事業の登録制度の創設及びガス小売事業者に対する行為規制に関する措置

今般の見直しは、ガスの小売業への参入の全面自由化の実施に伴う、ガス事業類型の見直しを行うとともに、ガス小売事業の性格に応じた行為規制を課すもの。

登録制度関係については、改正案（登録制度）、代替案（届出制度）ともに、ガス小売事業者、行政機関に対し、登録又は届出の書類作成や審査・受理業務等の費用が想定される。一方、便益面については、改正案（登録制度）では、需要家（ガスの使用者）の利益を損なうおそれがないと経済産業大臣が認めた者のみがガス小売事業を営み得る登録制度を創設し、不適格な事業者は登録を取り消すことが可能となり、適正な事業者による安定的なガス供給等の便益が見込まれる。他方、代替案（届出制度）では不適格な事業者を退出させることが困難なため、改正案に比べて便益は限定的と考えられる。従って、政策目的を実現する上で、登録制度とする今回の措置は妥当なものであると考えられる。

行為規制関係については、改革案（行為規制）、代替案（ガイドライン）ともに、必要水準の実効性を確保しようとすれば、特に新規参入のガス小売事業者に対し、規制遵守に係る費用の発生が想定される。一方、便益面については、改革案（行為規制）では、料金その他の供給条件の需要家への説明義務や供給力確保義務等の行為規制を課すことにより、需要家の保護や安定的なガスの供給の確保等、ガスの使用者たる国民の利益や公共の利益が担保される形となっているが、代替案（ガイドライン）は事業者に任意で遵守を求めるものであるため、一定の便益は得られるものの確実性が低く、改正案に比べて便益は限定的と考えられる。したがって、政策目的を実現する上で、各種行為規制を講じる今回の措置は妥当なものであると考えられる。

⑤一般ガス導管事業の許可制度の創設及び一般ガス導管事業者に対する行為規制に関する措置

今般の見直しは、ガスの小売業への参入の全面自由化の実施に伴い、ガス事業類型の見直しを行うとともに、一般ガス導管事業の性格に応じた規制を課すもの。

許可制度関係については、改正案（許可制度）は、関係者への追加的な費用はほとんど生じないが、代替案（登録制度）は、新規参入者の場合の手続き等で負担が増加するとともに、要件を満たした事業者は登録を認めるため、二重投資によるガス料金の増加が生じ得る。一方、便益面については、改正案（許可制度）では、ガス導管網への二重投資の回避によりガス料金の抑制等の便益が得られるが、代替案（登録制度）では、こうした便益が得られない。従って、これらを踏まえると許可

制度による今回の措置は政策目的を実現する上で妥当なものであると考えられる。

行為規制関係については、改革案（行為規制）、代替案（ガイドライン）ともに、必要水準の実効性を確保しようとすれば、一般ガス導管事業を営もうとする者に対し、託送供給義務を遵守する等のための負担が発生する。一方、便益面については、改革案（行為規制）では、託送供給義務等の行為規制を課すことにより、安定的にガスの供給を受けることができる環境及び、託送料金の不当な上昇を防ぐ制度の整備等、ガスの使用者たる国民の利益が担保される形となっているが、代替案（ガイドライン）は事業者に任意で遵守を求めるものであるため、一定の便益は得られるものの確実性が低く、改正案に比べて便益は限定的と考えられる。従って、これらを踏まえると改正案による今回の措置は政策目的を実現する上で妥当なものであると考えられる。

⑥特定ガス導管事業の届出制度の創設及び特定ガス導管事業者に対する行為規制に関する措置

今般の見直しは、ガスの小売業への参入の全面自由化の実施に伴う、ガス事業類型の見直しを行うとともに、それぞれの事業の性格に応じた規制を課すものである。

改正案（届出制度を創設し行為規制を課す）、代替案（届出制度を設けずガイドラインを定める）ともに、従来届出制の下で同種の事業を行っていたガス導管事業者については、追加的な負担は発生しないが、新規参入で特定ガス導管事業を営もうとする者には新たな費用の発生が想定される。一方、便益面については、改正案では、安定的に託送供給を受けることができ、ガス導管網への二重投資によるガス料金の抑制等の便益も得られる。しかし、代替案（ガイドライン）は事業者に任意で遵守を求めるものであるため、一定の便益は得られるものの確実性が低く、改正案に比べて便益は限定的と考えられる。これらを踏まえると、改正案による今回の措置は政策目的を実現する上で妥当なものであると考えられる。

⑦ガス製造事業の届出制度の創設及びガス製造事業者に対する行為規制に関する措置

今般の見直しは、ガスの小売業への参入の全面自由化の実施に伴う、ガス事業類型の見直しを行うとともに、それぞれの事業の性格に応じた規制を課すものである。

改正案（届出制度を創設し行為規制を課す）、代替案（届出制度を設けずガイドラインを定める）ともに、従来許可制の下で同種の事業を行っていた一般ガス事業者については、追加的な負担は発生しないが、新規参入でガス製造事業を営もうとする者には新たな費用の発生が想定される。一方、便益面については、改正案では、ガスの受託製造や供給計画の策定等を義務付けることにより、我が国のガス製造能力の把握や当該製造能力の有効活用が行われることで、ガスの低廉かつ安定的な供給の確保等、需要家（ガスの使用者）の利益が確保されることとなるが、代替案（ガイドライン）は事業者に任意で遵守を求めるものであるため、一定の便益は得られるものの確実性が低く、改正案に比べて便益は限定的と考えられる。従って、これらを踏まえると改正案による届出制度を創設し行為規制を課すという今回の措

置は政策目的を実現する上で妥当なものであると考えられる。

⑧一般ガス導管事業者に対する兼業規制の創設

⑨一般ガス導管事業者に対する取締役等の兼業制限等の行為規制の創設

今般の見直しは、導管業務の運営における中立性の一層の確保を図るため、一般ガス導管事業者に対する規制を新設するものである。

費用面については、改正案（法的分離措置を実施し、兼業制限等の行為規制を課す）は一般ガス導管事業者に分社化の手続きコストの負担が生じる一方、代替案（会計分離措置を存置し、差別的取扱いの禁止等の現行の行為規制を厳格に監視する）においては、一貫体制が維持されることによる行政による監視コストの増大が想定されるため、いずれの案においても一定程度の費用負担が生じることが想定される。

一方、便益面については、改正案では、法的分離措置とそれとともに講じることが必要な行為規制を措置することにより、導管業務の運営における中立性がより一層確保されるため、これにより新規参入者の円滑なガス導管網の利用や、競争の活性化によるガス料金の抑制等の便益が想定されるところである。他方、代替案の会計分離措置と行為規制による導管業務の運営における中立性の確保については、現行の導管網の利用者からも、当該措置による中立性確保に疑義が示されているところであり、一定の便益は得られるものの確実性が低く、改正案に比べて便益は限定的と考えられる。

したがって、政策目的を実現する上で、法的分離措置及び各種行為規制を講じる今回の措置は妥当なものであると考えられる。

⑩ガス工作物の所有者又は占有者の責務

今般の見直しは、ガス工作物の所有者又は占有者（ガス小売事業者、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者を除く。）に対して、一定の責務を課すもの。

改正案（協力責務、勧告）は、ガス工作物の所有者等やガスの使用者を始めとする関係者への追加的な費用はほとんど生じない。一方、便益面については、改正案（協力責務、勧告）では、ガス事業者が保安上行う措置に対する、ガス工作物の所有者等の協力が担保されることから、保安の確保に万全を期すために有効である。従って、改正案による今回の措置は政策目的を実現する上で妥当なものであると考えられる。

⑪事業類型の見直しに伴う消費機器保安に係る業務

今般の見直しは、ガスの小売業への参入の全面自由化の実施に伴うガス事業類型の見直し後においても、公共の安全の維持及び災害の発生の防止等に資するよう、消費機器の保安業務について、引き続き、ガス事業者に課すものである。

改正案は、ガス小売事業者等に対して消費機器調査等の保安業務を課すとともに、託送供給事業者に緊急時対応を課すこととし、前者には追加的な負担は生じず、後

者は追加的な負担は発生するものの、限定的である。また、保安業務規程の作成・届出についても、追加的な負担は限定的である。一方、代替案であるガイドラインの作成については、負担は限定的であるものの、その遵守がなされない場合には、事業者にさらなる追加的な負担が生じることとなる。

他方、便益面については、改正案では、ガス小売事業者や託送供給事業者に保安上の義務を課し、保安業務規程の届出制度を創設する改正案が、ガス事業者間の相互協調を一層確実なものとし、保安業務の適切な実施を確保することで、公共の安全の維持・災害の発生の防止や、ガスの安定供給の確保が図られ、国民生活の安定に寄与すると考えられる。代替案については、この点、ガイドラインは事業者に任意で遵守を求めるものであり、一定の便益は得られるものの確実性は低く、改正案に比べて便益は限定的と考えられる。

したがって、改正案による今回の措置は政策目的を実現する上で妥当なものであると考えられる。

⑫熱供給事業の登録制度の創設及び熱供給事業者に対する行為規制に関する措置

今般の見直しは、熱供給において空調システム等の代替財が比較的容易に選択できるようになってきたことを踏まえ、熱供給事業における許可制による参入規制及び料金その他の供給条件に係る認可制を撤廃することに伴い、熱供給事業の規制を見直すものである。

登録制度関係については、改正案（登録制度）、代替案（届出制度）ともに、熱供給事業者、行政機関に対し、登録又は届出の書類作成や審査・受理業務等の費用が想定される。一方、便益面については、改正案（登録制度）では、需要家（熱供給を受ける者）の利益を損なうおそれがないと経済産業大臣が認めた者のみが熱供給事業を営み得る登録制度を創設し、不適格な事業者は登録を取り消すことが可能となり、適正な事業者による安定的な熱供給等の便益が見込まれる。他方、代替案（届出制度）では不適格な事業者を退出させることが困難なため、改正案に比べて便益は限定的と考えられる。従って、政策目的を実現する上で、登録制度とする今回の措置は妥当なものであると考えられる。

行為規制関係については、改革案（行為規制）、代替案（ガイドライン）ともに、必要水準の実効性を確保しようとすれば、特に新規参入の熱供給事業者に対し、規制遵守に係る費用の発生が想定される。一方、便益面については、改革案（行為規制）では、料金その他の供給条件の需要家への説明義務や供給力確保義務等の行為規制を課すことにより、需要家の保護や安定的な熱供給の確保等、熱供給を受ける者たる国民の利益や公共の利益が担保される形となっているが、代替案（ガイドライン）は事業者に任意で遵守を求めるものであるため、一定の便益は得られるものの確実性が低く、改正案に比べて便益は限定的と考えられる。したがって、政策目的を実現する上で、各種行為規制を講じる今回の措置は妥当なものであると考えられる。

9. 有識者の見解その他の関連事項

送配電等業務の運営における中立性の一層の確保のための一般送配電事業者に対する法的分離措置等の実施については、総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において議論され、平成26年2月にとりまとめられた電力システム改革専門委員会報告書において、法的分離措置の実施を前提に作業を進めることができたところである。その後、電力システム改革小委員会制度設計WGにおいて、法的分離とともに措置すべき行為規制の詳細についても議論され、その方向性について了承が得られた。

○総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会報告書

http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/sougou/denryoku_system_kaikaku/report_002.html

定期事業者検査制度の対象拡大については、平成26年11月17日及び平成26年12月22日開催の産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会（第7回・第8回）で審議され、法定義務化が妥当であるとして了承された。

○第7回産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会

http://www.meti.go.jp/committee/sankoushin/hoan/denryoku_anzen/007_haifu.html

○第8回産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会

http://www.meti.go.jp/committee/sankoushin/hoan/denryoku_anzen/pdf/008_01_00.pdf

ガスの小売業への参入の全面自由化及びその実施に伴うガス小売事業の登録制度の創設等のガス事業類型の見直しについては、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会ガスシステム改革小委員会において平成25年11月から平成27年1月にかけて議論され、同月とりまとめられたガスシステム改革小委員会報告書において、その方向性が示されたところである。また、導管業務の運営における中立性の一層の確保のための一般ガス導管事業者に対する法的分離措置の実施についても、同委員会において議論され、法的分離を実施することを前提とするべきとの意見が委員の大半から示されている。また、熱供給事業における許可制による参入規制及び料金その他の供給条件に係る認可制の撤廃と、それに伴う、熱供給事業における登録制度の創設については、同報告書において、上記の方向性が示された。

○総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 ガスシステム改革小委員会報告書

http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/kihonseisaku/gas_system/report_001.html

ガス工作物の所有者又は占有者の責務及び事業類型の見直しに伴う消費機器保安に

係る業務に伴う所要の措置については、平成26年12月10日開催の第9回産業構造審議会保安分科会ガス安全小委員会で審議され、了承された。

○第9回産業構造審議会保安分科会ガス安全小委員会

http://www.meti.go.jp/committee/sankoushin/hoan/gas_anzen/009_haifu.html

10. レビューを行う時期又は条件

今後、電気事業に係る制度の抜本的な改革を段階的に進めていく際、平成26年改正法（第2段階法）の施行前、今般の改正法（第3段階法）の施行前、さらに今般の改正法の施行後5年内のそれぞれにおいて今般の改正に係る規定等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする。

また、ガス事業に係る制度の抜本的な改革を段階的に進めていく際、今般の改正法案の第5条の規定（小売部門の完全自由化等）の施行後及び、第6条の規定（導管部門の法的分離措置等）の施行後のそれぞれにおいて今般の改正に係る規定等について検討を加え必要があると認めるときは、今般の改正に係る規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする。

熱供給事業についても、今般の改正法案の第5条の規定（小売部門の完全自由化等）の施行後、今般の改正に係る規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする。

以上